

ID: 156

担当部署: 農林課 ほ場整備事業推進室

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	村田町県営ほ場整備事業分担金徴収条例 第6条第1項		
例規番号	平成11年条例第22号		
【基準】			
<p>第6条の規定による。 (納期限後に納入する分担金に係る延滞金)</p> <p>第6条 受益者が第4条に規定する納期限後にその分担金を納付する場合には、当該分担金にその納期限の翌日から納入する日までの期間に応じ年14.6パーセント(督促状を發した日から起算して10日を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合で計算した金額を加算して納入しなければならない。</p> <p>2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。延滞金の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。</p> <p>3 分担金の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、村田町税条例(昭和31年村田町条例第4号)を準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日